

注記事項

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(令和3年9月21日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和4年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

[重要な会計方針]

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5~50 年

構築物 2~17 年

器具・備品 2~19 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5 年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、退職一時金に係る退職給付債務の見込額は、簡便法(事業年度末における当法人退職手当支給規程に基づく自己都合退職金要支給額の全額を計上する方法)に基づき計上しております。

3. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による低価法を採用しております。

5. キヤッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キヤッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、隨時引き出し可能な預金からなっております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 再開発整備事業に係る業務収入

再開発整備事業に係る業務収入は、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下「騒防法」という。)第 28 条第1項に規定する業務のうち、同法第9条第2項の規定により特定飛行場の設置者が買い入れた土地(以下「移転跡地」という。)の使用許可又は有償貸付を受け、再開発用地として整備し、当該土地に設置する騒音遮蔽施設を第三者に貸し付けることにより移転跡地の有効活用を図る業務に係る収入であります。

顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識しております。

(2) 移転補償事業に係る受託収入

移転補償事業に係る収入は、顧客との委託契約に伴う収入であり、当該契約に基づき、当法人は騒防法第9条に規定する建物等の移転又は除却及び土地の買入れに関する事務(以下「移転補償等」という。)並びにこれらに附帯する事務を請負う義務を負っております。

当該履行義務は、契約期間にわたって充足されると判断し、契約期間に基づき収益を認識しております。

なお、当該履行義務のうち移転補償等においては、当法人は代理人に該当するため、顧客から受け取る額から用地補償費及び建物等補償費を控除した純額を収益として認識しております。

(3) 緑地造成事業に係る受託収入

緑地造成事業に係る受託収入は、顧客との委託契約に伴う収入であり、当該契約に基づき、当法人は騒防法第9条の2に規定する緑地帯やその他の緩衝緑地帯の整備及びこれらに附帯する事務を請負う事務を負っております。

当該履行義務は、契約期間にわたって充足されると判断し、契約期間に基づき収益を認識しております。

7. 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

[貸借対照表関係]

(有形固定資産に係る資産除去債務に関する事項)

<資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの>

(1) 当該資産除去債務の概要

当法人の事務室に係る不動産賃借契約に基づく退去時における原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃借契約に基づく原状回復義務に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	16,835,500 円
増加、減少	—
期末残高	16,835,500 円

<貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務>

(1) 当該資産除去債務の概要

当法人が騒音遮蔽施設を設置するため国有財産法に基づき使用許可又は貸付契約により使用又は賃借している土地に係る原状回復義務は、施設の撤去時期がおおむね決定している場合等を除き、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に計上しておりません。

(2) 当該資産除去債務を合理的に見積もることができない理由

当該債務に関連する国有財産(土地)の実質的な使用期間とそれに伴う返還時期は、施設の撤去時期がおおむね決定している場合等を除き、その時々の社会情勢に適切に対処すべき国の航空行政の動向を踏まえたものにならざるを得ず、現時点での債務の履行時期を特定すること及び除去費用の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

[行政コスト計算書関係]

1. 独立行政法人の業務運営に関する国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	841,516,805 円
自己収入等	△833,347,479 円
機会費用	24,448,290 円
独立行政法人の業務運営に関する	
国民の負担に帰せられるコスト	32,617,616 円

2. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しております。

(2) 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しております。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生じる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、当法人退職手当支給規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

[損益計算書関係]

1 業務費の人事費内訳

役員報酬	13,199,183 円
給与手当	76,458,531 円
賞与及び賞与引当金繰入	28,658,697 円
法定福利費	20,259,047 円
退職給付費用	969,246 円
非常勤職員等給与及び手当等	7,710,372 円

2 業務費のその他経費のうち主要な費目及び金額

賃借料	249,338,988 円
租税公課	33,266,500 円
修繕費	18,729,370 円
支払消費税	62,788,900 円
業務委託費	49,967,291 円
助成費	16,465,264 円

3 一般管理費の人事費内訳

役員報酬	33,673,482 円
給与手当	55,837,717 円
賞与及び賞与引当金繰入	21,303,135 円
法定福利費	16,171,244 円
退職給付費用	2,070,738 円
非常勤職員給与及び手当等	3,356,288 円
福利厚生費	549,030 円

4 一般管理費のその他経費のうち主要な費目及び金額

賃借料	28,279,064 円
業務委託費	9,077,621 円
水道光熱費	7,784,089 円

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	2,002,533,676 円
定期預金	△ 1,500,000,000 円
資金期末残高	<u>502,533,676 円</u>

[金融商品関係]

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、政府、地方公共団体からの借入により資金を調達しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は運転資金および事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 預り敷金・保証金	(447,678,923)	(438,785,050)	8,893,873

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(*)預り敷金・保証金は流動負債に計上されているものを含んでおります。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 預り敷金・保証金

将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

[賃貸等不動産関係]

当法人は、空港周辺整備計画に基づく再開発整備事業を実施するため、福岡空港の周辺に騒音遮蔽施設等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,097,221,961	△59,913,110	1,037,308,851	1,317,016,213

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

減価償却による減少 59,897,843 円

(注3) 当期末の時価は、国土交通省の建設工事費デフレーターの変動率に基づいて当法人で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する令和7年3月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

(単位:円)

賃貸収益	賃貸費用	その他損益
627,059,424	547,432,281	7,433,996

(注) その他損益には、財務損益を含んでおります。

[退職給付関係]

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,739,264 円
退職給付費用	3,039,984 円
期末における退職給付引当金	4,779,248 円

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	3,039,984 円
----------------	-------------

[収益認識に関する注記]

当法人は、会計基準第86における収益のうち、以下に記載する内容を除き、収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1) 収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、再開発整備事業、移転補償事業、緑地造成事業及び住宅騒音防止対策事業であり、各事業の主なサービス等の種類は再開発整備に係る業務収入、移転補償事業に係る受託収入及び緑地造成事業に係る受託収入であります。

上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、627,059,424 円、166,360,844 円及び 34,461,024 円であります。なお、顧客との契約から生じる収益に加え、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日) 等に基づく収益及び独立行政法人会計基準第 86 以外に会計処理が規定されている独立行政法人固有の収益が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「[重要な会計方針]6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、111,185,365 円です。

契約負債は再開発整備事業に係る業務収入において、騒音遮断施設貸付料として顧客から受け入れた前受金であります。当該契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、192,543,376 円であり、履行義務の充足について 1 年以内に収益を認識することを見込んでいます。

[その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報]

当法人が実施している環境対策事業については、「福岡空港特定運営事業等実施方針」(平成 29 年 3 月 24 日国土交通省航空局)により、周辺地域の理解を得る観点から、滑走路増設事業の完了(令和 7 年 3 月)から 4 年後(令和 11 年 3 月)に予定されている当法人の廃止までの間、経過措置として国及び当法人が費用を負担して実施することになっております。